林業センターは、森林利用宣言書に記載された施業または実施されている施業が森林法に抵触すると疑う合理的な理由があるときまたは森林利用宣言書に記載された主伐後の稚樹の生育が見込めない合理的な理由があるときは、土地保有者または伐採権所有者と協議して是正に努める。土地保有者または伐採権所有者は、林業センターにこの協議の結果修正した是正計画書を提出する。しかし、この協議が不調に終わり、かつ、計画されたまたは実施されている施業が森林法に違反していると疑う合理的な理由があるときは、食料局が林業センターの提言を受けて、その施業の無期限または有限の禁止命令を発することができる。林業センターの提言を受けた食料局が禁止命令を発するときは、過料法に基づく過料通知を添えて命令書を発する。食料局は、禁止命令の根拠が消滅したときに命令を取り消す 64。

なお、病虫害または風害その他の立木の大きな損傷に対応するための伐採は、伐採対象立木が重要生物生息域に存在するときを除き、森林宣言書の提出を要さない。ただし、 伐採または損傷木もしくは枯死木の回収を行うときは、事前に林業センターに立木被害があった範囲を示さなければならない 65。

さらに、自家消費目的の伐採その他の次表に掲げた伐採については、森林利用宣言書の提出を要さない <sup>66</sup>。

# 表 6.39 森林利用宣言書の提出を要さない伐採

- 立木の大きな損傷に対応するための伐採
- (伐採または損傷木もしくは枯死木の回収を行うときは事前に林業センターに被害範囲を提示)。
- 自家消費目的の伐採。
- 送電線下及び上下水道管敷設のための伐採
- 道路または送電線敷設のための小規模な伐採。

資料:森林法第14条第2項。

森林所有者は年間で1万ユーロを超える木材の売上が見込まれるときは、伐採を行う 前に付加価値税納税者登録をしなければならない。フィンランドでは、一次生産者に付加 価値税の納付義務がある。

伐採については、森林法では伐採は残存木の育成及び伐採区域外の環境に悪影響をもたらさない方法で実施すること、林分育成条件の悪化につながる地形への影響を回避することが定められ、伐採による林分への悪影響、立木の損害及び地形への影響の判定は関連

<sup>63</sup> この業務は、EU 及びフィンランドの補助金を管理していた地方行政庁(Finland Agency for Rural Affair)が所管 していたが、2018 年に地方行政庁と食品安全庁(Finish Food Safety Authority)の統合が行われ、統合した機関の 名称は食料局(Finish Food Authority)と定めた。二つの機関が統合したものの、地方行政庁内にあった組織は変 更することなく食料局に組み込まれている。

<sup>64</sup> 森林法第 16 条。図 6.2 では、通常の行政手続を明確にするために、この事項の手続きを省略している。

<sup>65</sup> 森林法第 14 条第 5 項。

<sup>66</sup> 森林法第14条第2項。

規則で定めると規定している 67。

森林所有者は、森林利用宣言書により実施した施業が完了したときに森林利用報告書を林業センターに提出する。林業センターが施業後に行う現地確認は、森林利用報告書の提出を受けて実施する。

林業センターは、審査の結果、森林利用宣言書の内容に問題がない場合または森林利用 宣言書の不適合部分の是正がなされた場合、伐採の内容を森林情報システムに入力し管理 する。

さらに前述のように再造林は、土地所有者に課された義務であり、伐採後、必ず実施しなければならない  $^{68}$ 。

### 6-3-2 国産材丸太の合法性証明方法

フィンランドの国産材丸太の合法性を証明する書類は、林業センターが受理した森林利 用宣言書と検量士が作成した検量報告書または検量通知書である。施業の合法性は森林利 用宣言書により、その施業において生産された木材の合法性を確認するための量は検量報 告書または検量通知書により確認できる。

林業センターは上記の森林利用宣言書の審査が完了すると、同宣言書の右上の欄に受理 番号を入れて森林所有者に書類を送付する。林業センターの受理番号が記載された森林利 用宣言書は、行政機関が発行している合法的な伐採を証明する唯一の書類である。

工場検量報告書は、国産の丸太、伐根、枝その他の未加工木材の検量方法、機器及び検量結果通知の手順を定めている木材検量法 <sup>69</sup>に基づき、資格者である検量士が工場に入荷した木材の検寸・検量結果を、図 6.4 に示した様式により同法の運用を管轄するフィンランド天然資源研究所(以下、「天然資源研究所」という。)に報告するものである <sup>70</sup>。

一般の取引で交わされる検量に係る書類(検量通知書)は、工場の検量士が計測した検量結果を工場が「受領書」に記載して検量当事者に通知している。この検量通知書には定められた様式が存在しないが、記載されている検量結果は図 6.4 の様式で作成した工場検量報告書の内容と整合していなければならない。

<sup>67</sup> 森林法第6条。

<sup>68</sup> 森林法第5a条第1項の規定は、主伐をするときは林分の更新を担保しなければならないと定め、第9条第1項の 規定は、土地所有者は本法第8条の規定が定める更新義務を履行しなければならないと定めている。

<sup>&</sup>lt;sup>69</sup> Laki puttavaran mittauksesta (404/2013)、(括弧内の数字は法令番号)。

<sup>70</sup> 木材検量法第22条。

なお、工場の検量士は、検量を行う前に天然資源研究所に検量場所を特定する情報を登録しなければならない。この情報には、次の事項が含まれる <sup>71</sup>。

- 工場の検量士の氏名、連絡先及び検量を行う場所。
- 検量現場で使用する測定方法と測定機器。
- 検量を開始する時間。
- 検量結果の使用目的(輸送、作業または契約)。

<sup>71</sup> 木材検量法第34条。

3			1(5)
Lightennanctions		TEHDASMITTAUSILMOITUS	Tehdasmittaisulmoituksesta säädetään laissa puutavasamiitaauksesta. Tehdasmittaisulmoitus on tehtävä emen peutavasan tehdasmittauksen aloittamista ja laissa määritetyissä seikoissa lapalituneissa muutoksista.
YHTEYSTIEDOT		ח	ILMOITUSTIEDOT
Teltdasmittaaja (vhtið) 1			Poutavaran tehdasmuttauksen käynmetämmen 8
Osoite 2		Postinumero ja -tojunipaikka	Mittauksen aloittemisajankohta Muutoslinotus [8]
Yhreyshenkilö 3	Puhelimmmero	Sahkoposti	Muntos koskee:
Mittauspaikka (		Maakunta 6	Mirrauksessa käytettäviä mittausmenetelmiä
Osoire 6		Postmumero ja -toimipaikka	Autavaran rehdasmittauksen lopetrannen 10
Yhteyshenkilo 🔼	Pulselimumero	Sahkoposri	Mirtaus lopeteraan alkaen Puutavaran tehdasmirtaus sürryy toiselle roimijalle Toimija ja yhteystiedot:
LISÄTIEDOT			
		>	Voinassa olevan tehdasmuttansilmoituksen paiväys 🖽
		AL	ALLEKIRJOITUS
			Paikka ja aika
			Allekirjoitus
			Nimen selvennys

# MITTAUSTA KOSKEVAT TIEDOT

3	nKe	PACHABINATION
•	_	0.00

keamia	Mittaus voi sisaltaa LPM 414/2013 362ssa tarkonettuja poil												1	
Mirraus- määrä 20	isona/şui 0001													
Mittaustuloksen käyttö	Luovutusmittaus, yksityiset Luovutusmittaus, yritykset Asukosuljetus, tyb- tai urakointimittaus Metaskuljetus, tyb- tai urakointimittaus Hakkeus, tyb- tai urakointimittaus Hakeus, tyb- tai urakointimittaus Tetminaalitoiminnot, tyb- tai urakointimittaus	000000	0000000	000000	0000000	0000000	0000000	0000000	000000		0000000	000000		1000 гм²
Mitattava suure 18	Künterilavuus, kuorelinen Kehyatlavuus Rupsalavuus Paino Kusapaino Kappalenäärä	000000	000000				000000	000000	000000	000000	000000	000000		vacan
Tarkastusenen mittaus 17	Upontomittans Mantaalinen mittans kappaleittän Orantamittasalaite Mata, mikä													Vastaanotetun puntavaran kokonaismäärä
Laadun mittaus 16	Lactuotantanttans Suora vajaajaatu vähemys Kappaleirtain (nikkimirtan) Muu, mikä													
Otantaericn mittaus 15	Mártausmenerelmärylmán 2 menetelmien otantaerien mitaus - Upotusmitaus Manuadinen mitaus Rappaleittain Orathamitauslaite - Uunikuvaus - Muu, mikš									25				
Mittausmenerelmä 14	Mirransmenereinnieghmä I rüdkimiteanmiteas -automaarinien felovinden mitrass- nammalinen kehystilavunden initrass- punatus a. Mirransmenerelmäsylmä 2 - paino-otantamiteas - kehysotantamiteas - kehysotantamiteas - kehysotantamiteas - kehysotantamiteas - kanypauro- tai kosteusotantmiteas - mun, mää - Mirransmenerelmäsylmä 3 - punomiteas - mun, mää - hukkeen ia keskuskimtomiteas - hakkeen ia mirräese muu, mää													
Kuljetus- muoto 13	Auro. Jima Alus Ulitro Mun, mikii												it laitteet Z	
21 stepenenend	Kuirupuu Tukki Tolkisuunluke Havenmaentegapuu Larvenassa Kantopuu Metsabake-rai murke Sahaapuru Mut, miki												Mittauksessa käytettävät laitteet 🗵	

図 6.4 工場検量報告書の様式 (つづき) (仮訳)

		The state of the s	TEACH 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
連絡先		報告事項	
快量会社名 1		工場検量選知 8	6
像量会社所在地 2	郵便番号、		
担当檢量工氏名 3 電話番号	Eメールアドレス		
検量実施工場または最終出荷地 4	<b>新名</b> 55		
サンプリング検量現場所在地 6	郵便备号	(本)	
後量責任者氏名 [7] 電話番号	Eメールアドレス	16.	113
<b>小</b>			
		保管している有効な検量報告書の日付   11	
		署名場所及び時間	
		氏名(楷書)	
			6

(0条8)	測定値には、LPM414/2013(木材検量法) 規定値には、LPM414/2013(木材検量法)	D						D	0		
20 20	事/jii 000 元										
	農終輸送または契約者用	П	D	D	П	П			П		
	チップ加工委託業者用	Ü	D	D	ū	D		П			
# <b>E</b>	<b>汉孫崧咒禁</b> 善用	D	П	D	п	D			0		
湯便用	輸出窯者または変配業者用	П		D	U	П			0		
敬	長距離輸送または契約用	U	D	D	D			D	П		
To	羅淑田 (冶織)	D	D	D	D	D		.0	D		
	輸送用 (個人)			D	D	D		D	0		To the
		D	D	Ď	D	П		П	п		1000 m
	松漿車量			D	D	П		D	D		F
进	倒剛	D		D	D				D		
後輩単位 18	বক	П	D	П	D	П		D	П		
	闡 (堅权)	П			0				П		
	■ (仮本)	п		D		D	_	О	п		ntot
後 同 同 日	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						記入欄 (略				受入木材総量
品號測定	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										Hey
サンプリング 測定 15	測定方法2の内の 標本検量の方法。 浸漬試験 一回視実測 一試験材別標本 一種本計測器 人工乾燥										
後量方法 [4	・ 大大の を を を を を を を を を を を を を を を を を を										
泰書売 までの 霧送手段	職職										
燈圖	バルブ用材 工業用チップ 燃料用間伐材 纹板 木材チップ 多層 その他									測定機器 [22]	

工場検量報告書の1頁目の連絡先欄には、検量実施者及び検量現場を特定する情報を記載する。同欄の「サンプリング検量現場所在地」はサンプリング検量を行う場合、検量現場所在地を記載する。同頁の報告事項欄は、検量開始日時及び検量完了日時の他、天然資源研究所の登録している情報を変更する必要が生じたときの変更内容を記入するためのものである。

具体的な検量結果は、木材の用途別輸送手段別検量方法別検量単位別検量結果の使用目 的別数量として工場検量報告書の2頁目に記載する。

工場での検量は、天然資源研究所の公認検量士によるモニタリング検査により精度の維持がはかられている。モニタリング検査で検出されたエラーは、公認検量士が工場の検量士に一定期間内で是正を求める定めになっている 72。

一般的な丸太の生産及び取引においては、林産企業を含む森林所有者は自伐または素材 生産業者への委託により丸太を生産している。丸太の検量は、フィンランドで一般的に使 用しているハーベスタで自動的に行える。森林所有者は、ハーベスタで検量した数値と後 日販売先の工場で検量した結果を照合して取引量を確認している。

なお、木材検量法では、検量当事者間で検量結果に疑義が生じたときには、公認検量士 による再検量または誤差や疑義の原因究明の方法が定められている <sup>73</sup>。

# 6-3-3 丸太の輸送に係る法令等

フィンランドでは、伐採が森林法に基づき実施された場合、生産された木材は持続可能性の原則に合致しているとみなしている <sup>74</sup>。森林法では伐採を「樹木の伐倒及び処理区域からの山土場への搬出をいう」と定義している <sup>75</sup>。すなわち、生産された丸太の山土場までの搬出は伐採行為であるため、通常の丸太搬出は前述の森林利用宣言書を林業センターに提出して承認を得てから行われる。

この他の丸太の移動に係る規制または制限としては、木材・木材製品の市場投入に関する法律で定められている販売禁止措置がある。これは、デューデリジェンスシステムを 備えずに木材や木材製品を販売したときまたはデューデリジェンスシステムに重大な不備

<sup>72</sup> 木材検量法第40条。

<sup>73</sup> 木材検量法第 27 条-第 33 条。

<sup>&</sup>lt;sup>74</sup> 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』("Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta") (HE 75/2013)、2013 年、第 4.3 項。

<sup>75</sup> 森林法第2a条第1項。

が検出されたときに、食料局が是正命令を発したにもかかわらず是正措置がとられなかったときに執行される措置である <sup>76</sup>。国産材については森林法を遵守していればデューデリジェンスを実施しているとみなされているので、この販売禁止措置は輸入材を取扱う業者を対象としている。

# 6-3-4 森林認証システムの活用状況

# (1) 森林管理認証

フィンランドの森林管理認証面積は、FSC 認証が 162 万 3,311ha<sup>77</sup>、PEFC 認証は 1,808 万 2,222ha<sup>78</sup>である。フィンランドの森林面積(約 2,280 万 ha)の内、FSC は 7 %、PEFC は 79%の森林を認証していることになる。2018 年中頃の少し古いデータで はあるが、FSC と PEFC が発表している両スキームの認証を重複して取得している森林 は、フィンランドに 158 万 1,434ha 存在する。この重複面積が変わらないと仮定して計算すると、フィンランドの約 8 割の森林が森林管理認証を取得していることになる。

森林管理認証取得事業者 数は、FSC認証が16件、 PEFC認証は9件である。 フィンランドの木材生産の 担い手は、民間が主体で、 個人所有者も積極的に森林 認証にグループ認証のメンバーとして参加して業が、 国際的な林産企業がしてが、 知企業とグループを形成している。 林産企業の認証を取得している。 本産企業の認証を取得事業者の中には、複数の認 ものがある。

表6.40	森林認証の	田沙里斯田
ZCO. 40	オネイハも心もにし	加州安城安

			(ha、件)
		FSC認証	PEFC認証
	森林認証面積	1, 623, 311 (2019年10月)	18, 082, 222 (2019年 9月)
	認証取得事業者数	16	9
森林認証	グループ認証件数	2	6
	グループ認証 参加事業者数	8	8
	単独認証事業者数	8	1
	認証取得事業者数	291	399
	グループ認証件数	34	37
CoC認証	グループ認証 参加事業者数	153	187
	単独認証事業者数	138	212

資料1: 森林認証面積は、FSC認証はFSC、"Facts & Figures", October 11, 2018、PEFC認証はPEFC、"PEFC Global Statistics: SFM & CoC Certification", September 2019に掲載されている数値。

2: 認証事業者に係る数字は、2019年11月20日現在、FSC及びPEFCのウェブサイトに掲載していた名簿を集計した。

森林管理認証については、私有林所有者を組織化して広大な面積の森林の認証を実現している。その代表格が持続可能な森林協会(Kestävän Metsätalouden Yhdistysry)である。こ

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup> 木材・木材製品の市場投入に関する法律第9条。

<sup>&</sup>lt;sup>77</sup> FSC, "Fact & Figures", October 11, 2019.

<sup>&</sup>lt;sup>78</sup> PEFC, "PEFC Global Statistics", September 2019.

の協会は、地域別に 5 つの認証グループを組織し、森林所有者に PEFC 認証への参加を呼びかけ、現在では 1,300 万 ha 以上、フィンランドの PEFC 認証面積の 73%にあたる森林で認証を取得している 79。

# (2) CoC 認証

CoC 認証取得事業者数は、FSC 認証が 291 件、PEFC 認証は 399 件である 80。CoC 認証もグループ認証の率が高く、認証取得事業者数に占めるグループ認証参加事業者の割合は、FSC 認証が 53%、PEFC 認証は 47%とほぼ半数を占めている。CoC のグループ認証は、同一企業の複数の事業所により形成している場合が多い。

CoC 認証によるトレーサビリティは、同じスキームの CoC 認証を取得した事業所間で成立する。しかし、バイヤーが CoC 認証を取得していなくても、合法性証明のためのバイヤーの要求により、CoC 認証を取得しているシッパーが認証番号を記入したインボイスその他の貿易関係書類を提供しているケースがみられる。

# (3) 森林認証システムの活用状況

フィンランドは欧州屈指の林産物の生産国であり輸出国である。フィンランドの林産企業はかねてより顧客の国の林産物の規格に合わせて製品を生産して出荷するとともに、製品の品質確認を輸出先企業で定期的に行い、輸出先の要望を積極的に受け入れて輸出市場の維持、拡大に努めてきた。

1990 年代に入ってからフィンランドの林産企業は、経営の標準化をはかって競争力をつける目的で、さらに社会的に企業の環境対応への関心が高まったことから自社の環境対応を客観的に積極的にアピールするために、先駆的に ISO9001 及び ISO14001 並びに森林認証の導入をはかってきた。

本項では森林認証システムの活用状況の事例として、フィンランドの代表的な国際林産物企業である大手三社を対象に、これらの企業が公表している年次報告書記載内容に基づき報告する。これらの企業では保有生産林の全てで森林管理認証を取得しているとともに、取扱っている全ての林産物は認証材またはFSC認証のコントロールドウッド材もしくはPEFC認証のコントロールドソース材である。

# ① A 社の事例

A社の2018年の販売額は104億8,300万ユーロで、販売額の62%は欧州向け、20%はアジア向け、12%は北米向けであった。同社はグループ企業で、山林経営の他、紙・

<sup>79</sup> http://kestavametsa.fi/

<sup>80 2019</sup>年11月29日現在。

パルプ、木材製品、木質バイオ製品及びバイオディーゼルオイルを製造し、自社で発電し た電気の販売(売電)も行っている。

A社は、保有する国内外の全ての森林で森林管理認証をグループ認証として取得している。同社は持続可能な森林経営の維持を宣言しており、第三者認証である森林認証材を持続可能な合法的産地からの調達である証明のツールとして用い、調達している全ての木材を CoC により管理している。

同社は FSC 認証のグループ認証を促進する方針で、フィンランド国内における FSC 森林管理認証取得面積は約 40 万 ha に達している。A 社の 2018 年末の森林保有面積は 97 万 1,000ha で、フィンランドに 51 万 2,000ha、米国に 7 万 6,000ha、ウルグアイに 25 万 8,000ha(人工林)の森林を所有している他、ウルグアイに 12 万 5,000ha のリース林を保有している。 2018 年のこれらの森林における木材生産量は、約 460 万㎡であった。

さらに A 社の木材取扱量に占める森林認証材の割合は 81%で、残りの 19%は FSC 認証のコントロールドウッド材または PEFC 認証のコントロールドソース材である。

2018年にA社は原料として原木を2,760万㎡、パルプを190万t、古紙を250万t使用し、木材製品を280万㎡、紙・板紙を910万t、パルプを350万t出荷している。

### ② B 社の事例

B社は木材製品の他、紙、板紙、パルプ及び梱包用資材の生産を行っており、紙部門では欧州第2位の規模を誇っている。2018年の販売総額は104億8,600万ユーロで、国別販売額は、欧州が73%を占め、ドイツ(販売総額の13%)及びスウェーデン(同10%)での販売額が高くなっている。2018年の欧州以外の地域での販売額は中国(同9%)が多く、日本向け販売額は2億8,500万ユーロであった。

B 社は国内外に 93 万 3,000ha の森林を所有し、その 96%にあたる全ての生産林で森林 管理認証を取得している。

2018年のB社の木材入荷量(丸太、チップ及び鋸屑)は 3,870万㎡で、購入しているパルプとともに全量が森林認証材または FSC 認証のコントロールドウッド材もしくは PEFC のコントロールドソース材である。木材入荷量の 89%は社有林を中心とした天然 更新林を含む人工林、11%は人工造林地(植林地)が供給源になっている。同社は、工場に入荷する全ての丸太、チップ、鋸屑及び購買パルプを持続可能な供給源から取得する方針を実行している。これを確実にするツールとして ISO14001 及び森林認証の CoC を活用して森林経営サイクルを構成する各部分の持続性を保証している。

さらにB社は認証材の安定的な獲得のために、同社に木材を供給しうる森林所有者の森林管理認証取得の支援を行ってきた。フィンランド国内では、私有林所有者のFSC森林管理認証取得を支援した結果、2018年には同社にFSC認証材を供給した私有林所有者は20件から135件に増加し、これらの森林所有者が所有する認証林面積は4,000haから3万haにまで拡大している。

このような活動はB社がロシアに保有する森林でも行われ、2018年に同社はWWFロシアの協力を得てフィンランドと接しているカレリア地方において、FSCの森林管理認証を取得しているグループを集めてトレーニングを行うとともに、FSCの森林管理認証のグループにB社のリース林を組み込んでいる。

さらに、B社はブラジルに1万6,000haのユーカリ人工林を含む3万8,000haの森林を所有しており、この森林はFSC及びPEFCの森林管理認証を取得している。フィンランドがブラジルから輸入しているパルプは、この森林から生産された木材をB社とブラジルの製紙企業が共同出資しているパルプ工場で加工したユーカリパルプである。

B 社は、2018 年に原料として原木を 351 万㎡、チップ及び鋸屑を 60 万㎡、古紙及び購買パルプを 280 万 t 使用し、木材製品を 509 万 5,000 ㎡、紙・板紙を 459 万 1,000 t 、パルプを 201 万 7,000 t 生産している。

# ③ C社の事例

C社は、フィンランド国内の約10万3,000人の森林所有者(所有面積は私有林面積の約半分)がオーナーになっている企業の子会社である。

C社は5つの企業で構成されるグループ会社で、山林事業から木材製品、パルプ、紙類の生産までを行っている。

C社の主な木材供給者はフィンランド国内の森林所有者であり、木材の集荷はトレーダーを介して毎年約3万5,000件の森林所有者から行っている。C社は使用している原料が持続可能な経営の下で生産されている事実を重要視しており、森林認証はそれを保証するシステムとして活用している。2018年に同社が取り扱った3,640万㎡の木材は全て持続的に管理されトレーサビリティが可能なものであり、この内の88%はFSCまたはPEFCによる認証材である。C社の森林管理部門は、認証材の安定供給のために森林所有者に森林認証の取得を促しており、2018年末までに7,580人の森林所有者がC社の専門家を通じてPEFCの森林管理認証をグループ認証として取得している。

C 社の 2018 年の販売額は、57 億ユーロであった。2018 年に C 社は原料として原木を

2,586 万 4,000 ㎡、パルプを 17 万 t 、古紙を 38 万 4,000 t 使って、木材製品を 262 万 6,000 ㎡、パルプを 443 万 5,000 t 、板紙を 186 万 6,000 t 、ティッシュペーパーを 60 万 9,000 t 、耐油紙を 4 万 6,000 t 、バイオ製品を 12 万 3,000 t 生産している。

# 6-4 EU 木材規則の実施

# 6-4-1 EU 木材規則に関連した国内法令と体制

# (1) 法令の改正と執行体制

フィンランド政府は、EU 木材規則(以下、「EUTR」という。)のフィンランド国内での実施のために法整備を行った。フィンランドへの EUTR 導入のために制定した法律は、木材及び木材製品の市場投入に関する法律(Valtioneuvoston asetus geodeettisesta laitoksesta annetun valtioneuvoston asetuksen muuttamisesta)(以下、「市場投入法」という。)であり、フィンランド政府は、同法の制定と前後して、EUTR の実行に必要な改正をいくつかの法令について行っている。

制定または改正が行われた主な法令は、次のものである。

# ① 市場投入法の制定及び刑法改正

市場投入法は、EUTR 及び EUTR に基づき発効した法律行為のフィンランドでの実施を目的として 2014 年 1 月 1 日に施行した。

フィンランドでは、「違法伐採材」の法令上の定義を市場投入法により示している。同法は「違法伐採材」を「EUTR 第 2 条 (g) の規定に掲げている木材をいう」と定義している <sup>81</sup>。EUTR 第 2 条 (g) の規定では、「違法伐採」を「伐採国の適用法に違反した伐採」と定義している。

内国での伐採及び国産材の合法性確保については、市場投入法の制定及び刑法改正法案に方針が示され、同法案には「伐採は、森林法及び伐採に関する他の法令を遵守しなければならない。森林法の目的は、森林が持続可能な適正な生産を続け、生物多様性を維持できるように経済、生態系及び社会の各側面において持続可能な森林の管理及び利用を担保することにある。伐採が森林法に基づき行われる場合、フィンランドで生産された木材は持続可能性の原則に合致したとみなせる」<sup>82</sup>と記されている。すなわち、森林法及び伐採に係る諸法令で厳格な森林及び木材生産の管理を行っているので、法令が定めた行為及び手続きを経た国産材は合法であるとの解釈である。

なお、EUTR 第5条の規定は、取引業者(Trader)に木材または木材製品のサプライチェーン全体を通じて納入した取引業者または事業者(Operator)を特定する義務を課している。しかし、フィンランドではこの義務の履行を国内の全ての取引業者に課していない。フィンランドの法令が定めるサプライチェーンの把握については、木材検量法第22

<sup>81</sup> 市場投入法第3条第4項。

<sup>&</sup>lt;sup>82</sup> 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』 ("Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta") (HE 75/2013)、2013 年、4.3 項。

条の規定による天然資源研究所への工場検量結果の報告で実施されているだけである。

市場投入法の制定及び刑法改正法案では、EUTRの要求事項を、デューデリジェンスの実施を前提として 83、第一に管轄官庁を一つ以上指定すること 84、第二に罰則規程を設けて規則遵守を担保する措置を設けること 85と整理している 86。フィンランド政府は国会において同法案により、前者にあっては市場投入法の制定、後者にあっては刑法の環境犯罪の章に「木材犯罪」の規定 87を加える提案をした。

フィンランド政府は EUTR の第一の要求事項である管轄官庁を一つ以上指定する件について、市場投入法第2条の規定で、市場投入法の実施に関して次表に掲げた管轄官庁及び協力機関が職務を遂行すると定めて対応した。

区分	機	関 名
管轄官庁 (Competent Authority)	食料局 (Finnish Food Authority)	
	林業センター (Finnsh Forest Cer	ntre)
協力機関	税関 (Finnish Customs)	
	フィンランド環境研究所(Finn	ish Environment Institute)
	BM TRADA Suomi	(フィンランドTampere市)
	Bureau Veritas Finland	(フィンランドHelsinki市)
監視団体	Control Union Certifications B.V	(オランダZwolle市)
(Monitoring	DIN CERTCO	(ドイツBerlin市)
Organization)	NEPCon	(エストニアTarutu市)
	SGS Finland	(フィンランドHelsinki市)
	Soil Association Woodmark	(英国Bristol市)

市場投入法の具体的内容については、昨年度の報告書 88に掲載したので記載を省略する。ただし、フィンランドでは 2018 年から行政組織の再編が行われ、これにともない市場投入法が指定している管轄官庁が地方行政庁(Agency for Rural Affaires)から食料局(Finnish Food Authority)に変更された事実が昨年度の調査後に判明した。このため、昨年度の報告書と本報告書に記載している行政機関の名称が異なっているので注意されたい。

<sup>&</sup>lt;sup>83</sup> 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』("Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta") (HE 75/2013)、2013 年、第 1 項。

<sup>84</sup> EUTR 第7条。

<sup>&</sup>lt;sup>85</sup> EUTR 第 19 条。

<sup>&</sup>lt;sup>86</sup> 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』("Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta") (HE 75/2013)、2013 年、2.4 項。

<sup>87</sup> 刑法第 48a 章第 3 b 条。

<sup>&</sup>lt;sup>88</sup> 林野庁、平成 29 年度林野庁委託事業、『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集 (欧州地域等)報告書』、2019年3月、236頁。

すなわち、市場投入法制定当初から 2018 年上半期までは、地方行政庁が管轄官庁に指定され、食品安全局 (Finnish Food Safety Authority) が税関、林業センター及びフィンランド環境研究所 89とともに管轄官庁が割り当てた業務を遂行する「協力機関」に指定されていた 90。しかし、主に EU からの補助金を地方自治体に配分する業務を行っていた地方行政庁は小規模な組織であったため、2018 年下半期から食品安全局から名称を変更した食料局の一部署として、それまでの組織を変更することなく組み込まれた。現在、管轄官庁の業務は、食料局の中の旧地方行政庁の部署 91が引続き担当している 92。

フィンランドの市場投入法の特徴の一つは、監視団体に係る規定がないことである。このため管轄官庁である食料局は、EUTR 第8条第4項の規定が定める管轄官庁による監視団体の定期的な検査を実施していない。

EUTR 第 19 条の規定が定めた加盟国における罰則規定の設定については、刑法第 48章 (環境犯罪)の中に第 3 (b) 条として「木材犯罪」の条項を加えて対応した。刑法第 48章 第 3 (b) 条の規定の本文には、「EUTR に違反して違法に伐採された木材またはその木材から製造された木材製品を事業目的で販売した者には、他の法律によるより厳しい罰則 93が適用されなければ、木材犯罪に対する罰金または 6 か月以下の懲役を課す」と記されている。

	X	分	罰則対象行為
1.	故意の	違法行為	森林法の伐採関連規定への意図的違反行為。
			森林法または自然保護法が定める伐採禁止地域 での伐採。
			原産地情報の入手努力を怠った場合。
			合法性を示す書類の偽造を認識しながら放置し た場合。
			達法木材の認識がありながら流通または取引を した場合。
2.		デューデリ	流通(出荷)禁止措置違反またはその未遂。
	ジェン 履行義	スシステム 軽違反	デューデリジェンスシステム未設定。
	ma (3 sa		デューデリジェンスシステムの重大な不備 (リスク評価及びリスク低減の体制未整備並びに原産地国情報の欠落)。
3.	トレー義務違	サビリティ 反	トレーダーが供給先の情報を故意に破棄した場合(トレーサビリティー情報に関する軽微な不備は故意とみなさない)。

木材犯罪の罰則に該当する行為は、故意の違法行為、故意のデューデリジェンスシス

<sup>89</sup> フィンランドで CITES のリストに掲載された動植物の取引の許可書発行業務を担当している機関。

<sup>90</sup> 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第2条。

<sup>91</sup> Market Department.

<sup>92</sup> 食料局市場投入法担当官による解説。

<sup>&</sup>lt;sup>93</sup> 輸出入に係る EU 規則違反また森林及び自然保護の関連法令違反の罰則は、罰金または 2 年以下の懲役。

テム履行義務違反及びトレーサビリティ義務違反であり <sup>94</sup>、これら三つのカテゴリーに含まれる罰則対象行為は表 6.42 に掲げたものである。この内、区分の 2 及び 3 の事項は、「重大な違反」とみなされ <sup>95</sup>、管轄官庁が発する是正命令の対象になる <sup>96</sup>。

市場投入法では、デューデリジェンスシステムに係る義務の遵守に不備が認められたときは、管轄官庁が事業者にデューデリジェンスシステムの不備の是正または不適合行為の中止もしくは是正を完了するまでの期限を示した書面による勧告を通達する定めになっている <sup>97</sup>。そして、次に示した場合で、この通達が指定した期日までに是正がなされないときは、管轄官庁は事業者に期限付きの改善命令を発する。

- 事業者がデューデリジェンスシステムを備えずに木材または木材製品を販売した場合。
- 事業者のデューデリジェンスシステムに重大な不備が繰返し見つかった場合。

管轄官庁は、改善命令が指定した期日までに改善がみられない場合、事業者が是正せずに扱った木材または木材製品の販売を禁止できる定めになっている 98。

この禁止措置は、「合法的に伐採された木材及び木材製品のみが流通できる」という概念の提示が目的で、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止及び防止する手段に関する条約(文化財不法輸出入等禁止条約)<sup>99</sup>との関連から、違法な行為により取得された財産は、法令による保護の対象外であるという概念を大前提としている <sup>100</sup>。

罰則の対象行為に該当するかの判断にあたって重要なのは、その行為が「故意」であったかどうかの判断である。故意の判断基準は、刑法が定めている。刑法の規定によれば、加害者が起こした結果の原因が加害者の目的である場合または生じた結果を特定の行動もしくは可能性として予想していた場合は、結果を故意に引き起こしたとみなす 101。

違反者の行為が故意であると判断するためには、過失ではない事実を証明しなければ ならない。刑法は過失について、状況により要求または必要とされる注意義務に違反した

- 94 市場投入法第 12 条。
- 95 市場投入法第9条。
- 96 食料局提供資料及び市場投入法担当官による解説。
- 97 市場投入法第8条。
- 98 市場投入法第9条。
- <sup>99</sup> Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property.
- 100 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第48a条改正案』("Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta") (HE 75/2013)、2013年、第4項。
- 101 刑法第3章第6条。

とき、その行動は過失となると定め、さらに「重過失」については、注意義務の重要性、 危険にさらされた利益の重要性、違反の可能性、危険を選択した意図及び行為並びに加害 者に関連するその他の状況を総合的に評価して決定すると定めている <sup>102</sup>。

違反行為が故意に該当するか、木材が違法伐採材に該当するかの判断は裁判所が下す。このため管轄官庁は、違法行為を疑うに充分な根拠がある事案を見い出したときは、軽微な事案または公共の利益を理由にその事案のより詳細な調査を必要としない場合を除き、公判前調査を実施するための違法行為に係る報告を公判前調査機関に行う義務を負っている。市場投入法では、検察官にあっては被疑者を市場投入法違反または木材犯罪で告訴する前に管轄官庁と協議すること、裁判所にあっては違反行為または犯罪に係る聴取を行うときは管轄官庁に聴取を行う機会を与えた上で審議に入ることを定めている 103。

# ② 森林法改正

改正した森林法 (Metsälaki) は 2013 年 6 月 13 日に制定され、2013 年 12 月 20 日に施行された。このときの森林法改正法案では、林業振興、地権者保護及び生物多様性維持の強化並びに森林法遵守の監督権限の簡素化がなされた。この法案には、EUTR を直接表現する字句はないが、EUTR は各国が制定する罰則について「効果的で均衡がとれ抑止力があるもの」を要求しているため 104、同法案では森林に係る犯罪を過失から重過失に変更する必要性が唱えられ、これが国会に提出された市場投入法制定の法案に、刑法に「木材関連違法行為」の規定を加える改正案を併記する根拠の一つになっている。さらに、この森林法改正では、森林利用宣言書の提出期限の明確化が行われた 105。

### ③ 木材検量法改正

木材検量法(Laki puutavaran mittauksesta)は 2014 年 6 月 27 日に改正法が制定され、2015 年 1 月 1 日に施行された。同法の改正法案では、改正の背景の一つとして EUTR の制定をあげ、EUTR は具体的な検量そのものには影響を及ぼさないものの、デューデリジェンスの実施における国産材の正量取引及び売手と買手の役割を重要視しているため改正が必要であると述べている 106。同法改正の目的は、木材取引量の拡大及び検量当事者 107間の信頼性の向上並びに全ての種類の木材製品の新たな市場開拓及び取引契約環境の

<sup>102</sup> 刑法第3章第7条第1項・第2項。

<sup>103</sup> 市場投入法第 11 条。

<sup>104</sup> EUTR 第 19 条第 2 項。

<sup>&</sup>lt;sup>105</sup> 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第48a条改正案』 ("Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta") (HE 75/2013)、2013年の法案主旨説明。

<sup>&</sup>lt;sup>106</sup> 『木材検量法改正法案』 ("Hallituksen esitys eduskunnalle laiksi puutavaran mittauksesta") (HE 192/2012)、 2012 年、2.3 項「国際開発及び EU 規則」。

<sup>107</sup> ここでの検量当事者とは、売手及び買手をいう。

改善にあった 108。

フィンランドの丸太、チップその他の輸出用を含む未加工木材の取引は、木材検量法の規定により検量士の有資格者が行う検量結果 <sup>109</sup>に基づかなくてはならない。この検量結果は、図 6.4 として掲げた「工場検量報告書」の様式により天然資源研究所に送られ <sup>110</sup>、同研究所のデータベースで管理される。このデータベースの数値は、林業センターがデータベースで管理する森林利用宣言書の内容と照合できるので、工場検量報告書の数値をもとに工場が発する納品書は、森林利用宣言書とともに合法性の書類として認められている。

多くの林産物を輸出するフィンランド材の合法性の信頼度を高めるために、より精度が高い検量方法及び検量手順の設定並びに検量結果の疑義解決 <sup>111</sup>を含む検量当事者の権利の見直しを行う木材検量法の改正は、EUTR を国内に導入するために必要な事項であった。

### ④ 強制措置法改正

強制措置法 (Pakkokeinolaki)が 2013 年 12 月 30 日に改正され、2014 年 1 月 1 日に施行された。EUTR 第 10 条の規定は、管轄官庁は事業者に課された義務及びデューデリジェンスシステムの実施の遵守を検査し、検査において不適合結果が生じたときは、木材及び木材製品の押収または販売禁止措置を緊急の暫定措置として講じられると定めている。フィンランドでは、この不適合事案の内容が刑事事件であるときに、強制措置法の押収規定及び出荷停止規定を適用して対応する。

EUTR のフィンランド国内への導入のために行われた強制措置法の改正内容は、「輸送中の物品の没収」<sup>112</sup>及び「押収または再加工防止のための出荷停止」<sup>113</sup>並びに家宅捜索に係る規定 <sup>114</sup>の見直しであった。

「押収または再加工防止のための出荷停止」の規定は、逮捕権限を有する者が押収を 決定すると定めている。押収できる物件については、刑法の規定により「犯罪によっても

<sup>&</sup>lt;sup>108</sup> 『木材検量法改正案』("Hallituksen esitys eduskunnalle laiksi puutavaran mittauksesta") (HE 192/2012)、 2012 年、第3項「法案の主な対象及び目的」。

<sup>109</sup> 木材検量法第4章 (第20条-第26条)。

<sup>110</sup> 木材検量法第22条及び第32条。

<sup>111</sup> 木材検量法第 27 条-31 条。検量当事者間に工場での検量結果に係る疑義が生じたときは、天然資源研究所に公式 検量を申請できる。同研究所の公式検量士は、検量の技術的な面から疑義の原因を究明し、必要に応じて再検量 を実施し、検量当事者に調査結果または公式検量の結果を通知できる。

<sup>112</sup> 強制措置法第7章第5条。

<sup>113</sup> 強制措置法第7章第6条。

<sup>114</sup> 強制措置法第8章。

たらされた物」と定義され、ライセンスを得ることなく行った罰則対象行為によりもたらされた物品も押収対象物件になっている 115。

原則として、押収行為を実施できる機関は警察である。税関は、法令により犯罪の防止または捜査を行う上で必要と判断できる合理的な根拠があるときでも、押収できる物品は通関手続きを経ていないものに限定され、物品に違法性があっても輸入の差止めはできるが押収はできない <sup>116</sup>。ただし、警察は、関税法で定める税関措置の執行権 <sup>117</sup>とともに違法に生産、輸入及び加工された物品を押収する権限を持っている <sup>118</sup>。

このように、フィンランドでは刑事事件に係る物品については、捜査当局により強制 措置法が規定する押収または出荷停止措置がとられるものの、行政当局である管轄官庁に は、刑事事件の捜査権限及び強制措置法上の押収または捜査の権限がない。このため市場 投入法の遵守を確認する検査で違法行為が検出されたときの管轄官庁の対応は、是正勧告 及び是正命令並びに販売禁止命令の発令または捜査当局への違反の通報に限られている。

# 6-4-2 EU 木材規則の実施

# (1) 市場投入法関連機関

# ① 管轄官庁 (Competent Authority) 及び協力機関

フィンランド国内での EUTR の実施を目的とした市場投入法は、2014 年 1 月 1 日に施行され、この施行により EUTR がフィンランド国内で実施できるようになった。

現在のフィンランドの EUTR 実施機関は、管轄官庁としての食料局、協力機関としての林業センター、税関及びフィンランド環境研究所である。

管轄官庁であり、市場投入法の輸入林産物に係る監督を行っている食料局は、2019年9月現在、本部をフィンランド南西部のセイナヨキ市(Seinäjoki)に置き、首都ヘルシンキ市を含む全国20か所に支部を配し、約1,000人の職員を擁している。この内、市場投入法担当官の人数は、旧地方行政庁の職員であった4人である。市場投入法に係る通常の実務は、輸入林産物にあっては食料局が税関の協力を得ながら、国産材にあっては林業センターが行っている。

# ② 監視団体 (Monitoring Organization)

EUTR では監視団体にデューデリジェンスシステムの管理、定期的評価及び事業者が

<sup>115</sup> 刑法第章第5条。

<sup>116</sup> 関税法第 14 条。

<sup>117</sup> 警察法第 10a 条。

<sup>118</sup> 警察法第 14 条。

利用する権利の承認並びに事業者によるデューデリジェンスシステムの適正な利用の確認 及びこの確認により重大なまたは反復的違反が検出されたときの管轄官庁への通報を含む 適切な措置の履行の義務を課している <sup>119</sup>。

監視団体は、団体からの認証申請を受けた欧州委員会が加盟国と協議した上で加盟国にその認証を通知する <sup>120</sup>。フィンランドでは、表 6.41 に掲げた七つの団体が監視団体として登録している。しかし、前述のようにフィンランドでは監視団体に係る法令の規定がないため、管轄官庁である食料局は、国内で活動する監視団体の登録は行っているものの、EUTR が規定する監視団体の定期的検査 <sup>121</sup>は行っていない。さらに食料局では、監視団体が管理しているデューデリジェンスシステムの事業者(Operator)による利用状況を含む監視団体の活動状況についても把握していない。

監視団体が用意しているデューデリジェンスシステムの企業による利用については、フィンランド林産業協会でもそのような情報に接したことがないという。フィンランドでは ISO による企業行動の標準化が広く普及し、大手林産物企業が設定した行動規範及び調達基準を数多くの中小規模の下請企業及び取引先企業も遵守せざるを得ない体制が構築されている。大手林産物企業の行動規範及び調達基準は、ウェブサイトで一般に公開され、誰でも入手できるようになっている。さらに、デューデリジェンスを含む企業の行動及び調達について、大手林産物企業は自社内だけでなく下請企業及び取引先企業への教育訓練も行い、さらに林産物団体も教育支援を続けている。

このようなことから、市場投入法が施行される前に企業の行動規範及び調達基準としてデューデリジェンスを実施するための基礎が既に構築されていたため、市場投入法施行後に監視団体が用意しているデューデリジェンスシステムをあえて導入する林産物企業が現れなかったまたは少なかったと考えられている。ただし、林産物の輸入は日常的継続的に行う者だけで占められているわけではない。市場投入法の法案には、2012 年実績でEU域外から木材及び木材製品を輸入した約2,500 社の内、年一回しか輸入をしていない業者が1,500 件程度存在したと記されている 122。市場投入法施行当時、管轄官庁であった地方行政庁及び関係団体は、市場投入法の施行前に数多くのセミナーを開催し、同法施行後も広報活動を行った。しかし、年一回の「スポット的」輸入を行う企業や個人で団体に加入していない者の中には、市場投入法施行前のセミナーに参加していない者がいたため、デューデリジェンスシステムの知識がない者及びデューデリジェンスシステムに係る

<sup>119</sup> EUTR 第 8 条第 1 項。

<sup>&</sup>lt;sup>120</sup> EUTR 第 8 条第 2 項。

<sup>&</sup>lt;sup>121</sup> EUTR 第 8 条第 4 項。

<sup>122 『</sup>木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』("Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta")(HE 75/2013)、4.2 項。

文書を備えていない者が相当数存在していた <sup>123</sup>。食料局は、このような企業への指導を 現在も継続し、法令違反の防止をはかっている。

# ③ 事業者 (Operator) 及び取引業者 (Trader)

市場投入法における事業者及び取引業者の定義は、EUTRに同じである <sup>124</sup>。EUTRでは事業者を「木材または木材製品を市場に出荷するあらゆる個人または法人をいう」と定義し、取引業者を「商業活動の過程で、域内市場へ既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入するあらゆる個人または法人をいう」と定義している <sup>125</sup>。具体的には、フィンランドでは輸入林産物の事業者は EU 域外から林産物を輸入する者であり、国産材の事業者は森林所有者である <sup>126</sup>。

農林省及び食料局は、前段落の定義に該当する者をそれぞれ事業者または取引業者と 位置付けて、市場投入法の運用及び監督を行っている。しかし、事業者及び取引業者の登 録制度は設けていない。すなわち、農林省及び食料局は登録した特定の者ではなく、「木 材または木材製品を市場に出荷した個人または法人」を事業者、「商業活動の過程で、域 内市場に既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入した個人ま たは法人」を取引業者と位置付けて市場投入法を執行している。

食料局提供資料によれば、2018 年に EUTR の対象となる林産物を輸入した事業者数は、約 2,000 件である。

# (2) 林業センターによる国産材の検査

国産材について市場投入法の運用を管理している林業センターの業務は、内国の森林管理及び木材生産における森林法その他の森林関連法令の遵守確認にある。その具体的な内容と手順は、6-3-1項の(2)で詳しく述べたので、この項での報告は省略する。

### (3) 管轄官庁による林産物輸入事業者の検査

食料局提供資料によれば、2018年に EUTR の対象となる林産物の輸入額は、約6億3,000万ユーロで、主要輸入相手国はロシア (80%)、ブラジル (9%)、中国 (3%)であった。EUTR 対象林産物を輸入する事業者 (Operator) は約2,000件であり、上位100件の事業者が輸入額の94%を、550件の事業者が1万ユーロ以上のEUTR 対象林産物の輸入を行っている。

<sup>123</sup> 食料局及びフィンランド林産物協会での聞き取り調査結果。

<sup>124</sup> 市場投入法第3条第2項・第3項。

<sup>&</sup>lt;sup>125</sup> EUTR 第 2 条 (c) 及び (d)。

<sup>126</sup> 農林省担当官による解説。隣国スウェーデンでは、素材生産を行う者を事業者としている。

EUTR 対象林産物の8割を占めるロシア産林産物の内訳は、主にロシア北西部産のスプルース、パイン及びカバのパルプ用材(ロシアからの輸入額の約45%)、チップ及びペレット(同20%)及び製材品(同20%)である。ロシアとフィンランドの間では、チップを加工工場から隣国のペレット工場にまたは製造したペレットを隣国に、トラックで輸出することが多く、輸入件数ではチップ及びペレットが一番多くなっている。

ロシアから EUTR 対象林産物を輸入する事業者数は約300 件であり、上位10 件の事業者が輸入額の75%以上を占めているが、これら輸入を行っている事業者の多くは「ワンマンオペレーター」と称される一人または数人で輸入業務を行っている事業者である。

# 図 6.5 フィンランド・ ロシア国境上の税関 位置図



出典:食料局提供資料。

ロシアからの林産物は、フィンランドとロシアの国境にある九つの税関のいずれかを 経由し、輸送手段はトラック及び鉄道による陸送が主体であるが、ごく少量の林産物は船 舶を使用して輸入されている <sup>127</sup>。

食料局は、ロシア産林産物について、関連法の執行及び違法伐採の状況または樹種分布の地域差 <sup>128</sup>を充分考慮し、一般報道機関による報道、環境保護団体の情報、輸出企業のウェブサイトに掲載される情報その他の違法伐採及び違法取引に係る情報の収集を重要な業務の一つとして位置付けている。

# ① 検査対象の特定と年間検査計画の作成

食料局の上級省庁である農林省によれば、市場投入法が定める事業者への検査は、EUTRの規定 <sup>129</sup>及び費用対効果の面から、国産材を生産する事業者を含めて全件検査ではなく「危険分析に基づく検査(Risk Analyses Based Inspection)」の手法を採用している。危険分析に基づく検査とは、検査対象をリスク評価またはリスクに係る情報を基にリスクをはらんでいる物品に特定して実施するものである。さらにこの検査の目的は、市場投入法が定める事項の遵守の「確認」にあり、同法違反行為の「取締り」は含まれていな

<sup>127 (2)</sup>の項目のここまでのデータの出典は、食料局提供資料及び同局担当官の解説。

<sup>128</sup> 食料局では、ロシアの地方行政における法令の解釈及び執行状況がヨーロッパロシアとその他の地域で異なる事 実に注目して対応している。

<sup>&</sup>lt;sup>129</sup> EUTR 第 10 条第 2 項。

V> 130

林産物輸入を行っている事業者の検査は、食料局が毎年作成する年間検査計画に基づき 実施する。

検査対象は、違法伐採に係る情報が存在する輸出相手国別または産地別に製品、樹種その他の輸入林産物のカテゴリーを特定し、これらに危険度の評価により優先順位をつけながら検査対象物品をさらに特定して、該当する物品を輸入した事業者を対象に検査を行う。輸入林産物の危険度評価では、認証材であれば「危険度が低い」と評価している。現在、輸入林産物検査件数の内の約50%は、ロシアから林産物を輸入している事業者に対する検査となっている。

年間検査計画には、食料局と農林省との協議内容または農林省からの指示を組み込む。 さらに、食料局に市場投入法違反の情報が入ったとき及び日常実施している情報収集にお いて市場投入法違反が明らかになったときは随時検査を実施する。

	PVM VUO		MAA			PA KTAP				tarvieur TAVHAL	TAVHAL NIME_1	ASNIMI_1	VHOMBS 1
0800238031015500		01		CH	20	4		482 19010	0		1 Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	BUCHER AG LANGENTHAL
10000018031052500		01		MU	D1	3	4000	482 19085	1	5,00	2 Operator name (hidden)	EximEx Finland Oy	PROVISION GROUP LLC
7581018016000100		01		RU	In	3	4000	44033200	22464	1875,00	3 Operator name (hidden)		COC LAFLANDIA TRAKS
10300218008000100		01		NO-	Di	3	4000	94036010	1115		4 Operator name (hidden)	DSV Road Ats	BANG AS
10300519003000300		01		NO	Dr	3	4000	94036010		10207,007	5 Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BANG AS
10300218009000500		94.		NΩ	111	- 3	4000	54036010	1134	12096,00	6 Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BANO AS
10300218022000100		m		NO.	D1	3	4000	34036010	1063	12672,00	7 Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BANO AS
10800738007009000		01		US	11	4	4000	48149070	2	99.00	B Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	IDRAVET FABRICS
19099718021000100		01		RU	Ti.	3	4000	48131000	5658	7296,00	9 Operator name (hidden)	Nurminen Logistics Services Ov	ZAD SMURRIT KAPPA ST PETERSBURG
19099718073000300		01		MU	11	3	4000	48191000	246	212,00	10 Operator name (hidden).	Nurminen Englistics Services Dy	ZAO SMURFIT KAPPA ST FETURSBUR
19099718050000300		01		MU	31	3	4000	48191000	5286	4818,00	11 Operator name (hidden)	Murmimen Logistics Services Oy	ZAO SMUREIT KAPPA ST PETERSBURG
19138918012003500		Tas .		CH	(30)	3	4000	48191000	1	12,00	12 Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Ov	SINVANG INTO ENTERPRISE LTD
10335118017000100		01		CH	111	3	4000	48194000	171	1960,00	13 Operator name (hidden)	DSV Road Ab	WITHOKAG
10335118027000406		01		CH	11	- 3	4000	481,94000	109	634,00	34 Operator name (Nidden)	DSV Road Ab	WETROKAG
10135 118029000200	29.01.2018 18	01		CH	Bi	3	4000	48154000	413	2125,00	15 Operator name (hidden)	OSV Road Ab	WETROK AG
10135118010000900		01		CH	11	4	4000	48196000	1	25,00	16 Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	WITHOUGH
10134418004000100		m		CH	711	5	4000	48201030	2091	4989,00	17 Operator name (hidden)	Schenker Dy	Folder Male Enterprise Co., Ltd.
103351180080000100	08.01.3018 18	01	CH	CH	/ii	- 4	4000	48232000	1	390,00	18 Operator name (hidden)	DML Express (Finland) Ov	GERBER INSTRUMENTS AG
4103318019000100		01		PH.	hi	- 3	4071	48191000	1	2,00	19 Operator name (hidden)	DHL Freight (finland) Dy	EPSON PRECISION (PHILIPPINES), IN
	11.01.2018 18	01	1H	-	11	4	4000	48211010	9	48,00	20 Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Ov	EPOCH COMPANY LTD
19138918029055100	29.01.2018 18		ir.	10	11	4	4000	46211010	64	216,00	21 Operator name (hidden)	DMI Express (Fintent) Ov	EPOCH COMPANY LTD
901118016001200	16.01.2018 18	Ot	us.	155	Ti:	4	4000	487 32000	41	775.00	22 Operator name (hidden)	DNL Global Forwarding (Finland) Dy	HENNY PENNY CORPORATION
						- 4	-	_				the desired and principles	Julian Com Society
		-						3-00					

年間検査計画の策定及び日常的なモニタリングに使用する主な情報は、税関が提供する情報及びウェブサイトに掲載されている情報である。

税関は、食料局に随時、通関データの電子ファイルを提供している。このデータには、輸入物品の統計番号及び品名、数量、金額、サプライヤー及びバイヤーの名称及び所在地並びに物品の産地及び経由地が含まれている。データを受領した食料局は、このデータを分析し、日常的なモニタリングの他、年間検査計画の検査対象事業者を特定する作業に使用している。

<sup>&</sup>lt;sup>130</sup> 市場投入法第5条及びEUTR第10条。

農林省は食料局に、EUTR 対象の林産物輸入事業者 30 件並びに EUTR 対象林産物を取扱っている事業者及び FLEGT ライセンス取得者の内、少なくとも 1 %を対象(合計検査対象約 200 件)とした 2019 年の年間検査計画の作成を命じている <sup>131</sup>。

# ② 輸入林産物取扱事業者への検査

食料局が年間検査計画に基づき行う輸入林産物を取扱う事業者への検査は、電話でのインタビュー調査を主体とし、その結果、必要に応じて事業者を訪問する現地検査を実施している。

電話によるインタビュー調査では、デューデリジェンスの認識を問うことからはじまり、主にデューデリジェンスシステム文書の設置、デューデリジェンスのために行った情報収集の内容、物品のリスク評価及びリスク低減措置について聞き取り調査を行う。

インタビュー調査により現地検査の必要が生じたときは、食料局職員が事業者と現地調査の日時を打合せした上で事業者の事業所を訪問して、次の検査プログラムを2時間半から4時間かけて実施する。

- 検査の主旨説明。
- リスクアセスメント及びリスク低減手順を含むデューデリジェンスシステムの実施 状況の聞き取り。
- デューデリジェンスシステムの適切な機能及び手順に係る文書と記録の検査。
- デューデリジェンスシステム文書の確認。

食料局は、現地検査により不適合事項が検出された事業者には3か月以内に不適合事項を是正するよう指導し、翌年、再び現地検査を行う。

食料局によれば、これまでの検査では、年に一回または数年に一回輸入を行っている 事業者にデューデリジェンスの認識の欠落または文書の不備が検出されたが、ここ数年は 市場投入法に基づく林産物輸入の正しい手順が広く定着し、不適合検出件数は少なくなっ ているとのことである。

# (4) 監視団体の活動

EUTR は監視団体の要件として、第一に法人格を有し EU 内で法的地位を有すること、第二に業務遂行上の適切な専門知識及び能力を有すること、第三に業務遂行にあたり一切利害衝突がないと保証できることをあげている <sup>132</sup>。

<sup>131</sup> 食料局提供資料。

<sup>132</sup> EUTR 第8条第2項。

欧州委員会は、表 6.41 に掲げた団体をフィンランドで活動する監視団体として、管轄官庁との協議を経て認証している。認証された七つの監視団体の内、フィンランド国内に事業所を設置している団体は三団体で、その他はフィンランド以外の EU 加盟国に事業所をおいている。

EUTR は監視団体の業務として、第一にデューデリジェンスの管理及び定期的評価並びに事業者による利用権の承認、第二に利用を承認した事業者によるデューデリジェンスシステムの適正利用の確認、第三に事業者がデューデリジェンスを適正に利用していないとき、特に事業者が重大または反復的な違反を行っているときの管轄官庁への通報を含む適切な措置をあげている 133。

さらに EUTR では、管轄官庁が管轄権が及ぶ領域で活動している監視団体の業務遂行 状況及び監視団体としての要件の維持を確認するための検査を実施すると定めている 134。

食料局担当官によれば、市場投入法には監視団体に係る規定がないため、これまで管轄官庁は監視団体の検査を行っていない。食料局は、EU委員会に申請があった団体の監視団体への認定をし、同局担当官は監視団体にEUTRに係る情報提供を行っているものの、監視団体のデューデリジェンスシステムを利用している事業者の数その他の監視団体の活動状況を把握していない 135。

フィンランド林産物協会によれば、フィンランドでは監視団体が提供するデューデリジェンスシステムを事業者が利用しているという情報に接したことはないという。

監視団体が提供するデューデリジェンスシステムを事業者が利用していない要因としては、第一として市場投入法施行前に、既にフィンランドでは ISO に基づく企業活動の標準化が行われ、林産企業は標準化作業の一貫として行動規範及び資材調達基準の設定を行い改善を重ねてきたため、デューデリジェンスシステムの要件を行動規範及び資材調達基準の一部として既に組み込んで運用していたまたは容易に導入できたこと、第二に大手林産物企業の行動規範及び資材調達基準はウェブサイトその他のツールにより公開されており、他の企業もこれらを参考に自社の規範や基準を設定できたこと、第三に大手林産物企業は原料や資材の調達先または取引企業に自社の行動規範や資材調達基準を遵守するよ

<sup>133</sup> EUTR 第 8 条第 1 項。

<sup>&</sup>lt;sup>134</sup> EUTR 第 8 条第 4 項。

<sup>135</sup> 今回の現地調査における監督団体の活動に係る情報は、食料局からの推薦を受けて監督団体を訪問して得る予定であったが、当方の訪問申込みに対して監督団体から回答がなかったため、食料局及びフィンランド林産業協会から得ている。

う要求しているため、数多くの企業が大手林産物企業の行動規範及び資材調達基準に沿った規範及び基準を設定している事実が存在することが考えられている <sup>136</sup>。このためフィンランドでは、監視団体のデューデリジェンスシステムの導入と監査に費用をかける企業が登場していないようである。

# 6-4-3 民間の取組

木材の合法性確保には、林産物取扱企業の調達行動が重要な役割を果たす。表 6.6 に掲げたように、フィンランドには数多くの林業・素材生産業者及び林産物製造業者が存在する。その一方で、フィンランドを代表する大手林産物企業の林産物販売額は、フィンランドの輸出用を含む林産物販売額の 75%以上を占めるといわれている。さらに、中小零細企業の多くが直接的間接的に大手林産物企業との取引がある。このため本項では、代表的事例として 6-3-4 項で報告したフィンランドを代表する三つの大手林産物企業の取組を、各社が公表している年次報告書並びに資材調達基準、行動規範及びサプライヤー行動規範の記載内容をもとに報告する。

大手林産物企業は、国内外のサプライチェーン管理を原料その他の資材を供給する全 てのサプライヤー及びサブサプライヤーに自社が設定した行動規範の遵守を義務化したり 要請したりして強化している。

### (1)企業活動の標準化と認証取得

フィンランドの林産業は、ISOと森林認証の導入及び運用を他国の林産企業に先駆けて行ってきた。フィンランドの林産業の輸出依存度は高いが、主原料とする国内及び周辺国の原料は競合する外国の主要林産物産地と比較しても径級が小さい亜寒帯産丸太であるため、原料面からいえばフィンランドの林産業が置かれている条件は良くない。しかし、フィンランドの林産業は、この不利な条件を高い生産性と加工精度及び製品に付随するサービスで克服して世界屈指の林産物生産国の地位を確保している。主要林産物である製材品を例にすれば、小径の原木からは販売単価が高いクリアー等級(無節等級)の製材品を多く生産できないため、「並材」の生産性向上を追給するとともに、製品出荷地の規格に対応した加工を正確な製品精度の実現により行い、製品エラーの状況把握とエラー解消も目的とした納品先での定期的検品を含むきめ細かい顧客サービスを市場拡大のツールとしてきた。さらに、フィンランドの林産企業は、製材部門、紙パルプ部門及び豊富な水力を利用して自社工場及び周辺地域に電力を供給する発電部門並びに最近ではバイオ関連部門によりコンビナートを形成して、強い国際競争力を維持している。

<sup>136</sup> フィンランド林産業協会における会合でのコメント。

表6.43 大手林産物企業の主な認証取得状況

認証名	A社	B社	C社
ISO 品質マネジメントシステム	0	0	0
ISO 環境マネジメントシステム	0	0	0
ISO 食品安全マネジメントシステム	0		0
ISO 労働安全マネジメントシステム	0		
ISO エネルギー管理マネジメントシステム	0	0	0
労働安全衛生マネジメントシステム	0	0	0
森林管理認証・CoC認証	0	0	0
森林管理認証 · CoC認証	0	0	0
持続可能なバイオマスプログラム認証		0	
	ISO 品質マネジメントシステム ISO 環境マネジメントシステム ISO 食品安全マネジメントシステム ISO 労働安全マネジメントシステム ISO エネルギー管理マネジメントシステム 労働安全衛生マネジメントシステム 森林管理認証・CoC認証 森林管理認証・CoC認証	ISO 品質マネジメントシステム ISO 環境マネジメントシステム ISO 食品安全マネジメントシステム ISO 労働安全マネジメントシステム ISO 労働安全マネジメントシステム ISO エネルギー管理マネジメントシステム 労働安全衛生マネジメントシステム 分働安全衛生マネジメントシステム 森林管理認証・CoC認証  森林管理認証・CoC認証	ISO 品質マネジメントシステム ○ ○ ○ ISO 環境マネジメントシステム ○ ○ ○ ISO 食品安全マネジメントシステム ○ ○ ISO 労働安全マネジメントシステム ○ ○ ISO エネルギー管理マネジメントシステム ○ ○ 労働安全衛生マネジメントシステム ○ ○ ○ 森林管理認証・CoC認証 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

資料: 各社年次報告書(2018年)。

多くの種類の林産物を輸出国の規格に合わせて高い生産性を備えた製造ラインで生産するために、フィンランドの林産業は品質マネジメントシステム(ISO 9001)を導入して企業活動の標準化を行う必要があった。さらにフィンランドの林産業は、1990年代後半から顕著な高まりをみせた環境問題に対応するために、そして自社の環境対応をアピールして顧客を獲得または維持するために、森林認証の取得及び環境マネジメントシステム(ISO 14001)を導入した。

大手林産物企業三社は、ISO 9001、ISO 14001 及び ISO 50001 (エネルギー管理マネジメントシステム)、FSC 及び PEFC の森林管理認証または CoC 認証並びに OHSAS 18001 (労働安全衛生マネジメントシステム) の認証を取得している。

# (2) 行動規範並びに資材調達基準及びサプライヤー行動規範

欧米の企業活動に係る規程は、決定した方針を受けて策定した行動規範(Code of Conducts)を最上位の規程とし、行動規範のフレームの中で各種規程を制定するのが一般的である。企業の購買活動に係る代表的な規程は、資材調達基準である。資材調達基準も行動規範に基づき作成され、その内容には調達する資材の仕様や要件の他、調達先の企業選定に係る規定が含まれる場合がある。

フィンランドでは、木材の合法性確保を行う上で焦点となる木材の調達に係る具体的 な規定は、資材調達基準の下位規定であるサプライヤー行動規範に含まれているのが一般 的である。

なお、これらの企業内の規程は、ISO9001 または ISO14001 を取得している企業であれば、これらによる企業活動の標準化及び運用を念頭に作成されている。

# ① 行動規範

ISO 9001 及び ISO 14000 並びに森林認証を既に取得している大手林産物企業の行動規

範の内容には、ISO の規格に適合する要件及び手順並びに森林認証スキームが要件とする 持続可能性の確保とともに、現在では各社とも国連の持続開発目標(SDGs)の達成目標 を組み込んでいる。

次表は、2019 年 11 月時点での大手林産物企業の行動規範の構成である。大手林産物 企業の行動規範の項目は、各社が設定しそれを企業色としている「方針」に係る記載を除 けば、文字上の表現及び項目の構成に違いはあるものの、行動規範として組み込んでいる 基本的な事項はほぼ同じである。各社の行動規範に共通する基本的な事項は、法令遵守、 公正取引、人権及び労働権の尊重、ハラスメント及び差別の禁止、環境保護、労働安全衛 生、意思決定、取引先管理、贈収賄禁止並びに利益相反の回避である。

A₹±		B社	C社
1 高潔への決意	1再	生可能資源企業	1 人権尊重
2 他者尊重 + 人権擁護		再生利用資源の積極的利用	2 健康と安全
3 環境影響・製品安全性		石化燃料資材から再生可能資材への 転換	3 雇用均等
4 陽敗・贈収賄の徹底排除		持続可能性へのコミット	4 差別禁止·機会均等
5 利益相反の回避	2 個	値観でリードする	5 ハラスメントのない環境と 8 容認できない行動
6 競争関係法令の遵守		社内規則の尊重	6 プライバシー尊重と秘匿義務
7 資産・情報の保護		正しい判断	7 利益相反の回避
8 取引先を知る		声をあげ、よく聴く	8 ギフトと心付け
9 利害関係者・社会との関係	3 IF	しい行動の実践	9 腐敗防止
10 法令遵守		法令遵守	10 詐欺防止
		腐敗撲滅	11 慎重な会計と資金洗浄防止
		取引先を知る	12 取引に係る法令の遵守
		適正な競争	13 適正な競争
		資産保護及びプライバシー尊重	14 環境重視
		明瞭なコミュニケーションと透明性	15 製品の安全
	4 人	類と地球の保護	
		安全確保	
		生物多様性の促進	
		人権尊重	
		地域社会への貢献	
		地球温暖化対策	
		環境尊重	

# ② 資材調達基準及びサプライヤー行動規範

大手林産物企業の資材調達基準は、企業が調達する木材を含む物品全般に適用する目 的で作成されている。大手林産物の資材調達基準には、受発注、売買取引解約、製品保証 その他の一般的な取引契約に係る基準が定められている。

資材調達基準の詳細な規定は、サプライヤー行動規範で定めている。デューデリジェ ンス及びサプライチェーン管理を含む調達物品の合法性確保に係る事項も同規範に盛り込 まれている。

# (3) サプライヤーの選定とサプライチェーン管理

サプライチェーンの管理は、木材の合法性を大前提とする企業の「信頼の生命線」ともいえる業務である。木材の調達は、自社で独自に行う方法と契約ベースのサプライヤーを介して行う方法がある。フィンランドの生産林は、39万5,641か所の個人有林及び4,483か所の会社有林が主体となっているため<sup>137</sup>、素材生産業をはじめとするサプライヤーからの木材調達は重要な位置を占めている。さらに、ロシアをはじめとする外国から木材を供給するサプライヤーも相当数存在し、大手林産物企業に原料を供給している。

大手林産企業がサプライチェーン管理において重視しているのは、自社の行動規範及 び資材調達基準に適合するまたは適合できるサプライヤーをいかに獲得するかという点で ある。

# ① サプライチェーンへのサプライヤー行動規範の適用

### 【大手林産物企業が求めるサプライヤーの要件】

大手林産物企業は、サプライヤー行動規範において自社に適合するサプライヤーの要件を規定している。大手林産物企業はサプライヤーに自社のサプライヤー行動規範の遵守を要求し、次のような個人または会社をサプライヤーとして承認している。

- サプライヤー行動規範の実施を承認した者。
- 自社の行動規範や資材調達基準に大手林産物企業のサプライヤー行動規範を組み入れる者。
- 大手林産物企業の行動規範、資材調達基準及びサプライヤー行動規範と同等もしく はこれらを上回る水準の基準を備えている者。

<sup>137</sup> 表 6.4 参照。

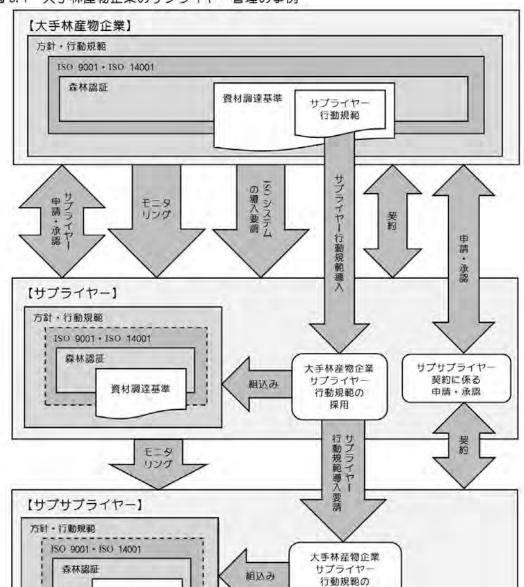


図 6.7 大手林産物企業のサプライヤー管理の事例

資材調達基準

事前資格審査プロセスとしてサプライヤー管理システムへの登録、労働安全に係る「安全トレール」のオンラインコースの完了(2年間有効)及びサプライヤー行動規範の承認を証するサプライヤー行動規範宣言書への署名が求められる。同社はこれらの手続きが完了すると、サプライヤー申請者が責任ある調達要件を満たすか審査を行う。

採用

C社は、サプライヤー行動規範で「サプライヤーにはサプライヤー行動規範に記述されている要件を満たすことが求められている」と定めている。

# 【サプライヤー行動規範のサブサプライヤーへの適用】

大手林産物企業はサプライヤー行動規範の遵守を、サプライヤーを通じてサブサプライヤーにも求め、自社のサプライチェーン上の全ての調達活動がサプライヤー行動規範に基づいて行われるように努めている。

例えば、A社では、サプライヤーが同社と事前に取り交わす文書による同意が行われる前にサプライヤーがサブサプライヤーを使う権利を無効とする定めを設け <sup>138</sup>、サブサプライヤーを使用するときは、サプライヤー行動規範の要件をサプライヤーのサプライチェーン全体に適用する努力義務を課している。

B社では、サプライヤーにサブサプライヤーのモニタリング及びサプライチェーンに 係る全ての利害関係者がサプライヤー行動規範に対してどのように効果的、かつ、責任を 持って協力できるかを確実に把握する義務を課している。

C社の場合は、サプライヤーにサブサプライヤーがサプライヤー行動規範またはこれと同等のサプライヤー独自の行動規範の要件を認識し尊重しているかを確認する義務を課している。

<sup>138</sup> A 社がサプライヤーと資材調達を行う契約を締結する前に A 社の資材を供給するサプライヤーとサブサプライヤー間で締結された資材売買に係る契約を無効にする権利を A 社が持つという規定。

### A社

# 『A 社サプライヤー及び第三者規範』(抜粋・要約)

- 1. 高潔さへの取組み
  - 適用法及び関係規則の遵守。
- 2. 人権の尊重
  - 国際人権憲章の遵守。
  - 普遍的人権及び平和的集会開催の権利の尊重並びに差別の禁止。
  - 労働時間及び対価に係る ILO 基本条約及び現地法令の遵守。
- 3. 環境への影響及び製品安全性への配慮
  - 環境への悪影響を最小限に抑制。
  - 廃棄物管理。
- 4. 汚職及び贈収賄の禁止
  - 賄賂の支払、提供または承認の禁止。
  - ・ 賄賂の受領、催促または容認の禁止。
  - 贈収賄、汚職その他の不適切な行為に見える活動の禁止。
  - 業務上の汚職及び贈収賄を防止する適切な手順の維持。
  - 汚職または贈収賄が認められた場合はA社に通報。
- 5. ビジネスの透明性

サプライヤー及び第三者は、次を遵守。

- 適用法に基づき正式に設立され存続する法人であること。
- A 社と契約を締結し、契約に基づき業務を行い、義務を履行する権利 を有すること。
- A 社に影響を与える可能性がある負債について、有効な損害賠償保険 及び保険契約を維持すること。
- 発生する可能性があるリスクを認識し、適切なリスク緩和手順を作成 すること。
- 全ての課税法の遵守すること。
- 全てのマネーロンダリング防止法と貿易制裁の遵守すること。
- 6. 競争法の遵守
  - 競争法の遵守及び反競争的行為の禁止。
- 7. 資産と情報の保護

【略】

- 8. 責任ある調達
  - ビジネスパートナーを把握し慎重に選択して、不法な事業活動に関与 するリスクまたは本行動規範に違反するリスクを特定し緩和。
  - 全ての商取引の完全、かつ、正確な記録の保持。
  - 本行動規範の要件をサプライチェーンのその他の段階にも適用する よう努力。
- 9. 利害関係者及び社会との関与
  - 利害関係者との透明性あるコミュニケーションの促進。
  - 可能な限り、地域社会の幸福と発展に貢献。
  - 地方自治体との業務は、反汚職法を遵守し、本行動規範に基づく協力 の実施を確認。
- 10. 全社あげてのコンプライアンス

[略]

# B 社 『サプライヤー行動規範』(抜粋・要約)

### 序文

本行動規範は、サブライヤーと B 社の間で締結される全ての契約の不可欠な部分を構成。

### 1. 定義

- サブライヤーとはB社に製品またはサービスを提供する個人または法人をいい、直接 契約管理にあるサブライヤーに加え、サブライヤーである下請業者を含む。
- (略)

# 2. 管理体制

サプライヤーは全ての関連法令に加え、本行動規範または供給者独自の行動規範のいずれか厳しい方の規定を遵守するために必要な管理体制を構築。管理体制は少なくとも次の事項を充足。

- 人権・労働権、労働衛生・安全及び企業責任並びに環境影響に関するリスクの評価、 軽減及び管理に向けた体系的なアプローチを構築。
- 全ての法令及び契約条項を遵守を徹底し、関係する被雇用者及び取引先への充分な訓練を実施。
- 行動規範問題に係る苦情申立て制度の構築。
- 自らの供給先及び下請業者の行動規範遵守を担保し監視し、下請業者の行動に責任を 持つ。

# 3. 人権尊重

### (1) 人権

- 人権を尊重。人権侵害への加担禁止。
- 適切な人権侵害救済体制の整備。

### (2) 労働者の基本的権利

- 児童雇用の禁止。
- 被雇用者の団結権、組合参加権及び団体交渉権の承認。
- 強制労働の禁止。
- 被雇用者の差別禁止。
- 全ての公用者への公正、かつ、敬意をもった対応。

### (3) 賃金及び労働時間

- 国内法令または団体交渉協定に準拠した最低賃金及び超過勤務手当の支給。
- 標準労働時間の設定。
- 週1日以上の休日の設定。

### 4. 労働安全衛生

- 労働安全衛生に係る全ての法定要件を遵守。
- 緊急時の対応を制定。
- 啓蒙普及活動と適切な訓練の実施。

### 5. 環境影響

- 関連法令で定められる全ての要件の充足。
- 環境対策部署の設置。
- 環境に影響を与える可能性のある全ての作業に係る手順書の作成及び関係する被雇用者に必要な情報を伝達。
- 環境関連規則違反、申立て等に体系的に対応。

### 6. 企業責任

本行動規範または次の要件を含む自らの倫理規則のいずれか厳しいものを遵守。

- 独占禁止法及び不正競争防止関連法令の遵守。
- 利益相反の防止。
- 腐敗防止法令の遵守。
- 製品またはサービスの安全性及び品質に係る全ての規則の遵守。

### 7. 総則

[略]

### 8. 実施

1881

# C 社 『サプライヤー行動規範』(抜粋・要約)

- 1. 法規及び規則 事業実施国の法令遵守。
- 2. 贈収賄 全ての贈収賄の禁止。
- 3. 強制労働 近代的な奴隷制度、人身売買及び拘束労働を含む強制労働禁止。
- 4. 児童労働 児童労働の禁止。
- 5. 迷惑行為 個人の尊厳、プライバシー及び権利の尊重。従業員による体罰及び嫌が らせの禁止。
- 6. 賃金 サプライヤーの会社の賃金は、適用法令規定額と同等またはそれ以上。
- 7. 労働時間 適用法令及び産業基準に準拠する労働時間の設定。
- 8. 無差別 従業員は、人種、国籍、社会的背景、障害の可能性、性的指向、政治的 宗教的信条、性別及び年齢に限定されずに、いかなる雇用判断において も能力及び資格に応じて厳密に取扱う。
- 9. 安全衛生 OHSAS 18001 (労働安全衛生マネジメントシステム) に記載されている労働安全管理システムまたは同等のシステムの実践。健全な労働環境の提供及び適用法令に基づく安全で健全な居住施設の提供。
- 10. 結社の自由及び団体交渉 従業員が行う結社の自由及び団体交渉の法的権利の尊重。
- 11. 環境 ISO 14001 に準拠した環境マネジメントシステムあるいは同等の慣行 を実践。環境規則及び基準に従い、環境に配慮した慣行を遵守。
- 12. 製品の安全性
- サプライチェーン全体に渡って衛生及び製品の安全性のリスクを管理。出所が明らかな原料を使用し、その原料及び完成品のトレーリビリティを保証。
- 13. サプライチェーン 全てのサプライヤーが本行動規範またはサプライヤー独自の同等な行動規範の要件を認識し、尊重することを確認。
- 14. 事業継続計画 C社は、サプライヤー監査を実施し、本行動規範のコンプライアンス 確保を実施。

### ② リスクへの対応

大手林産物企業は、資材調達をするときのデューデリジェンスの実施をサプライチェーン上のサプライヤー及びサブサプライヤーに要請したり義務づけたりしている。

A社では、サプライヤー行動規範において、ビジネスパートナーを把握し、慎重なビジネスパートナーの選択により違法な事業活動に関与するリスクまたは同行動規範の要件に違反するリスクを特定し緩和する義務をサプライヤーに課している。同社の行動規範は、サプライヤーによるサブサプライヤーのモニタリングの実施を定めている。

B社は、サプライヤーに人権及び労働権、労働安全衛生、企業責任並びに環境影響に係るリスクの評価、軽減及び管理に向けた体系的アプローチの構築を要求している。さらに同社は、サプライヤーにサプライヤーが実施したモニタリングにより環境的社会的に責任あるソースからの物品であると明らかになった物品の提供を要求し、直接的間接的に問題が生じる物品は受け入れられないとしている。しかし、直接的間接的に問題が生じる物品に同社が係わるときは、サプライヤーがサプライチェーンのデューデリジェンスを行い、状況に応じてデューデリジェンスのリスク低減措置を適用するよう求めている。B社もサプライヤーに、取引先のモニタリングの実施を求めている。

# ③ 環境影響への対応

大手林産物企業は、森林認証材の調達を原則としており、森林認証材の取扱いによってリスクを低減するとともに森林認証のスキームも利用してサプライチェーンの管理を行っている。木質調達資材に占める森林認証材の割合は、2018年の実績でA社が81%、B社は96%、C社は88%に達している。そして、これら三社とも、認証材以外の取扱木材はFSC認証のコントロールウッド材またはPEFC認証のコントロールドソース材である。このため、森林認証の取得は、サプライヤーの要件の一つになっている。

さらに、大手林産物企業は目標として企業活動による環境影響を最小限に抑制する規定を設け、サプライヤーに ISO 14001 に準拠した環境管理システムまたは同様の慣行の実践を要求したり、ISO 14000 の取得を推奨したりしている。A 社では、サプライヤーによる ISO 14001 の導入は、サプライヤーが大手林産物企業のサプライヤー行動規範を実践する上で有効であると考えている。